

Partner's public relations magazine

パートナーズ

26
2020.8

会報誌

暑中お見舞い申し上げます

必須となったマスクなど、と 医療費控除について

税務情報 赤字決算予想だからこそ、出来ること！

欠損金繰戻還付制度について

新型コロナウイルス救済策！

家賃支援給付金

2020年7月よりパートナーズは
9拠点になりました!!

パートナーズ会報誌がWebでも閲覧できるようになりました！
右のQRコードを読み取ってアクセスしてください！



暑中お見舞い申し上げます

立秋とは名ばかりの暑さが続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。早いもので今年も既に8月、残り5か月となりました。

振り返ってみますと、今年の上半期は「新型コロナウイルス」の感染拡大に翻弄されました。今までは花見であったりゴールデンウィークであったり、行楽地へのお出かけをされていた方も多いのではないのでしょうか。しかし世界は一変し、ウイルスと共存をするいわゆる「新しい生活様式」を強いられることになりました。身近なところでは、外出時には常にマスクを着用するなどですが、夏場にマスクを着けることなど今まではなかったと思います。また、店舗や会社などには消毒液が設置されており消毒をする機会も今までにないくらい増えました。こうして文

面で綴っていますと、本当に生活様式が変わってしまったと実感できます。ワクチンが出来る時期も報道では様々で「年内」であったり「来春」であったりはつきりとしたことはわかりません。各研究機関で必死に開発を急いでいると思いますのでそれまではこの「新しい生活様式」を続け感染拡大を抑えるよう、個人が責任ある行動をしたいものです。

また、最近の出来事として、7月上旬の豪雨があります。一昨年前に中四国を襲った「西日本豪雨」が記憶に新しいですが今年もまた九州が集中的に被害に遭い、さらに西日本から東海中部地方まで広く豪雨の影響を受けました。先に述べた新型コロナウイルスと同様に、今までに経験をしたことがないようなことが増えてきています。しかも、命の危機に直面するような

大きな出来事であり、国や自治体ではなく、個人の動きに責任が問われる重大な判断が求められています。

パートナーズの近況としましては、令和2年4月に高知事務所を開設し、その後、7月1日に岡山市内に相続業務を専門的に扱う「士業の絆 岡山オフィス」を開設しました。士業の絆岡山オフィスは岡山事務所の近くに開設し、税理士や司法書士などの士業間で連携を図り相続案件を取り扱う事務所として運営して参ります。個人のお客様以外にも法人の事業承継も取り扱い、世代の交代に関することを一手にサポートさせて頂きます。

現在、新型コロナウイルスに関する様々な給付金や補助金、助成金が発表されています。個人事業主や企業、各世帯へ向け様々な支援制度があり、複雑

で不明点も多くあったことと思えます。パートナーズでは、このような支援制度に関するご相談を無料で受け、お客様の要望に沿ったご提案ができるよう努めております。今後も全力でご支援させて頂きますので、お気軽にお申し付けください。

「企業の絆 岡山オフィス」の開設により中四国7県9拠点となり、より広範囲での運営となります。引き続き、皆様の頼れるパートナーズとして、日々業務に邁進して参りますので、今後とも何卒、宜しくお願い致します。

税理士法人パートナーズ
社員一同

赤字決算予想だからこそ、出来ること！ 欠損金繰戻還付制度について

資金繰りの助け舟！ 欠損金繰戻還付制度

欠損金繰越控除制度に関連して、欠損金繰戻還付制度というものがあります。欠損金繰越控除制度は、課税所得がマイナスになった場合、その欠損金を翌年度以降の課税所得と相殺するものです。一方で欠損金繰戻還付制度とは、欠損金が生じた場合、前年度分として支払った法人税のうち、その欠損金に相当する分を還付してもらうものです。短期的な資金繰りを改善するためには非常に有効な制度であり、使い分けが重要となってきます。

欠損金繰戻還付制度とは

欠損金額をその事業年度開始の前1年以内に開始したいずれかの事業年度（以下、還付所得事業年度といいます。）に繰り戻して法人税額の還付を請求できます。

そもそも欠損金繰戻還付制度は、戦後間もない時期で多くの中小企業が赤字に陥っている頃、赤字分をその先の事業年度に繰り越すだけでは将来赤字分を取り戻せる可能性が低く、あまり納税者である中小企業側にとって恩恵にならないと

いうことから、提言されたものです。

しかし、還付制度が残り、過去に納められた税金を還付する状態が続くと、国の財政を圧迫しかねないという考えがあり、平成4年にこの制度は凍結。ところが平成20年、リーマンショックによって世界規模の不況が訪れ、多くの企業は赤字に転じてしまい、平成21年、ふたたび欠損金繰戻還付制度を復活させたというわけです。

欠損金繰戻還付制度のメリット

欠損金繰越控除の適用期間は9年なので、それを過ぎてしまった場合は欠損金を繰り越すことができません。（ただし、平成28年度税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額の繰越期間は10年とされています。）

一方で、欠損金繰戻還付を受けた場合、欠損金は過去に自身が支払った法人税の還付により補われるため、**将来に繰り越す必要がありません。**

欠損金繰戻還付制度による還付額は、下の式により決定されます。

還付額

$$\text{還付額} = \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額 (注)}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}} \times \text{還付所得事業年度の法人税額}$$

（注）法人が還付金額の計算の基礎として還付請求書に記載した金額が限度となります。また、分母の金額が限度になります。なお、繰戻還付制度を適用した際、限度額を超えて余ってしまった欠損金については、繰越欠損金として、翌年以降の課税所得から控除することができます。

していても適用の範囲外になります。

欠損金繰戻還付制度は国税においてのみ適用されるため、法人事業税や法人住民税といった地方税については適用範囲外なので、注意が必要です。法人税の欠損金繰戻還付制度を適用した場合、それぞれの地方税については以下のような取り扱いになります。

【法人事業税】欠損金額が繰越控除の対象として扱われず。

【法人住民税】欠損金の繰戻しによる法人税還付額を、翌年度の法人住民税の課税標準である法人税額から控除します。これを控除対象還付法人税額といいます。

申請には添付書類が必要

欠損金繰戻還付制度の申請には、「還付請求書」と、「控除対象還付法人税額の控除明細書」という、繰戻還付制度の適用以前にはなかった新たな書類を添付する必要があります。

ある事業年度において赤字を出してしまった場合、欠損金繰戻還付制度を適用して資金繰りの改善を図るか、翌年度以降の節税対策として欠損金繰越控除制度を適用するか判断する必要があります。

この制度には適用要件が3つあります。

【1】還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して青色申告書である決算申告書を提出していること。

【2】欠損事業年度の青色申告書である決算申告書をその提出期限までに提出していること。

【3】右記【2】の決算申告書と同時に、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること。また、資本金1億円以下の法人であっても、資本金5億円以上の企業の子会社は、上記3つをすべて満た

新型コロナウイルス救済策！

家賃支援給付金

新型コロナウイルス対策の一つである**家賃支援給付金**が6月半ばに正式に施行されることになりました。家賃支援給付金とは、新型コロナウイルス感染症防止対策で営業を自粛したことにより売上が急減したテナント事業者に対する支援金です。事業継続の下支えとすべく、地代や家賃を一部補助するためのお金として考案されました。そこで今回は、個人事業主の方が意識しておきたいポイントを説明していきます。

- 【1】2020年5月～12月までの事業収入につき下記のどちらか
「どこか1か月分が前年同月比で50%減」もしくは
「連続する3か月分の合計が前年同月比で30%減」
- 【2】自分の事業用として土地や建物を使い、賃料を支払っていること
- 【3】2019年以前から事業を行い、今後も事業継続の意思があること
- 【4】賃貸契約が自己取引や親族取引でないこと
- 【5】賃貸契約が2020年3月31日時点及び申請時点で賃貸借契約が有効であること
- 【6】申請する月の直前3か月間本来の賃料を支払っていること

家賃支援給付金は事業主へのコロナ禍救済策という点から、一見、持続化給付金と似ています。「申請期限は2021年（令和3年）1月15日」「申請方法は原則オンライン」という点でも同じです。ただ、単なる経費補填ではなく家賃支援という性質上、申請要件や必要書類が少し多くなっています。家賃支援給付金の申請条件は「持続化給付金+α」というイメージです。「+α」の部分は主に賃貸借契約に関する部分です。ざっと挙げると次のようになっています。

持続化給付金よりも 売上減少要件が若干緩和

個人については収入を「事業所得」として申告している人が給付金の対象です。雑所得や給与所得で申告している人や、今年の1月から3月に起業した人は、現時点では申請できません。昨年中に起業した人や事業を引き継いだ人、自然災害で昨年の売上が激減した人も申請可能です。ただし提出書類が増えます。なお、又貸しは本来給付対象外ですが、自分の事業用に借りている物件の一部又貸しは申請可能です。

配偶者や親、子から借りている 物件や、自分と自分の会社との 間の賃貸契約だと申請不可

原則として、借主本人が給付金を申請しなくてはなりません。しかし、賃貸借契約書の名義人が申請者と異なっても給付可能なことがあります。これについては追加で添付書類が必要です。今年の3月31日以前から今日まで事業用に賃借をしていたことが条件です。この日以降引越しや再契約をしても申請は可能ですが、別途書類が必要で、直近3か月間の支払い実績が

原則で、中には管理会社や賃貸オーナーとの交渉で賃料を減免してもらった人もいるでしょう。このようなケースでは、申請日からさかのぼって1か月以内に本来の賃料を支払っていたら給付が認められるとされています。

もらえる金額は一律「中小法人 で最大600万円、個人事業主 で最大300万円」

もらえる給付金の上限額は「中小法人600万円、個人事業主300万円」に変わりありません。ただし、何点か変更されています。

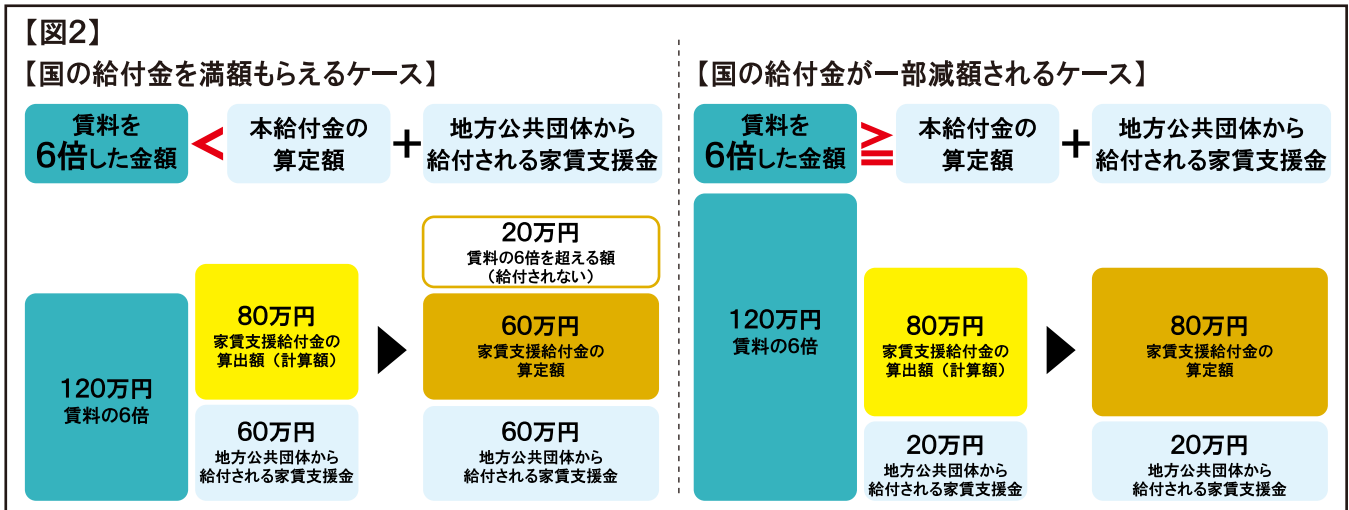
「1」店舗数による上限額の違いがなくなった

国会通過前は「1店舗に対する支給上限額は複数店舗の上限額の半分」とされていました。この条件がなくなり、現在、店舗数に関係なく支給上限額は中小法人600万円、個人事業主300万円です。給付金の算定方法は次の通りです。なお、もらえる給付金は家賃の一部だけであって全額ではありません。算定基準となる支払い賃料は「申請日の直前1か月分」です。月額の給付金の算定方法は【次項図1を参照】。

【図1】月額の給付金の算定方法	
支払い賃料など	給付額
375,000 円以下	支払い賃料など × 給付率 2/3
375,000 円超	375,000 円以下の支払い賃料などに相当する給付金 (250,000 円) + 支払い賃料などのうち 375,000 円を超える金額 × 給付率 1/3 ※ただし 500,000 円が上限

【2】地方自治体の家賃支援を受けると減額の可能性も

家賃支援は国だけでなく、一部の地方自治体も行っています。自治体から支援金を受け取ると、国からももらえる金額が減ることがあります。減るか否かの目安は「支払家賃×6か月」です。「地方自治体からの家賃支援+国の家賃支援給付金」が「支払家賃×6か月」以下であれば、国の給付金は満額もらえます。逆にこの目安を超え



てしまうと、超えた部分の金額に関し、国の給付金はもらえません【図2参照】。

【3】一部又貸し部分や居住用部分は除く

事業用として営んでいる建物を一部又貸ししている事業主や自宅兼用の事務所で仕事をしている事業主もいるでしょう。こういったケースで受け取れる給付金は、支払家賃から転貸部分や自宅部分を除いた部分に対応する金額となります。

【4】共益費・管理費対応部分は契約次第

家賃と共に支払う共益費・管理費については、家賃の契約書の中で一緒に規定されていれば家賃の一部として申請することができます。なお、請求金額は消費税込です。しかし家賃と家賃の契約書で定められた共益費・管理費以外の費用は申請できません。次のようなものは申請対象外となります。

- ・電気代、水道代、ガス代
- ・減価償却費
- ・保険料
- ・修繕費
- ・不動産の貸借料、リース料
- ・契約関連費用
- ・更新費、礼金、解約違約金など
- ・敷金・保証金
- ・不動産ローン返済額

- ・看板設置料
- ・販売促進費
- ・テナント会費

■必要書類も「持続化給付金+α」

家賃支援給付金の申請書類のイメージは「持続化給付金+α」です。基本の内容は次のようになります。

- 家賃支援給付金の必要書類**
- 賃貸借契約の存在を証明する書類 (賃貸借契約書等)
 - 申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類 (銀行通帳の写し、振込明細書等)
 - 本人確認書類 (運転免許証等)
 - 売上減少を証明する書類 (確定申告書、売上台帳等)
- 持続化給付金と同様**

「最近まで家賃を減額してもらっていた」「申請者と借主の名義が違う」「賃貸借契約書や確定申告書がない」といった事情のある人は、上記以外の書類も用意しなくてはなりません。なお、不正受給を防ぐために別途誓約書の提出も求められています。

さらに詳しい情報は、経済産業省のホームページでも確認できます。

必須となったマスクなど、と医療費控除



薬局で購入するマスクや衛生用品が所得税法上の医療費控除の対象となるかという問題を考えてみましょう。所得税法73条《医療費控除》2項は、医療費控除の対象となる医療費について、次のように規定します。

医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの

法は、具体的に医師や歯科医師による診療又は治療には当たらないとしても、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用であれば医療費控除の対象となるとしています。

この場合「医薬品」とは、「治療又は療養に必要な医薬品」の購入とされ、課税実務は次のように解釈しています。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項《医薬品の定義》に規定する医薬品をいうのであるが、同項に規定する医薬品

に該当するものであっても、疾病の予防または健康増進のために供されるものの購入の対価は、医療費に該当しないことに留意する

事後的な費用が対象、予防的な見地からの医薬品の購入費用は医療費控除の対象からは除外されてきました。

セルフメディケーション税制と「予防」

平成28年度税制改正によって、いわゆる「セルフメディケーション税制」が導入されており、予防的な意味での医療費控除が許容されることになったとみることもできそうです。

しかしながら、かかる改正は、本来の医療費控除の考え方に修正を加えたものとみるべきではなく、特定の要件を充足したものについてのみ医療費控除の特例を設けたものすぎないと捉えるべきかと思われます。そもそも、セルフメディケーション税制の対象はスイッチOTC医薬品に限られていますから、そこにマスク等は含まれておらず、同控除の対象となると解することはできません。

マスク問題あれこれ

医療費控除には該当しない

病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医薬品となりません。

自社のスタッフ用に購入した場合

備蓄時に事業供用があったものとしての時の損金の額として良いものと考えられます。

マスクを取引先に無償提供した場合

関連子会社や下請け業者などの取引先に対してマスクを無償提供した場合、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり

①提供先がマスク不足により業務の遂行上著しい支障が生じるおそれがある

②提供先が業務を維持できない場合に自社の業務に直接又は間接的な影響が生じるといった条件を満たす場合、自社の事業遂行上必要な経費と考えられます。

ただし、マスク提供先がマスクを転売していたといった事実がある場合には寄附金に該当することになります。

これは医療費控除できません！

- ◆ 肩こり防止のための整体やマッサージ施術料
- ◆ 視力矯正のためのメガネやコンタクト購入費
- ◆ 歯の矯正、ホワイトニングなどの審美歯科
- ◆ サプリメントや栄養ドリンクの購入費
- ◆ 風邪予防のためのマスク代
- ◆ ペットの医療費など



新型コロナの助成金・給付金の課税・非課税の基本的な所得税法の考え方

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、休業や営業自粛をせざるを得なくなった事業主に対し、さまざまな国のお金が支給されることとなりました。「自粛は求めるくせに補償はお粗末なのか」という批判はある程度収まったものの、今度は「国からもらうお金なのに課税するとはどういうことだ」という声が一部の事業主から上がっています。「非課税は限定的だ」「助成金を充てても赤字なら課税されない」「他の事業者との課税の公平が図れない」と言われてもなかなか納得がいかないようですが、今回は基本的な所得税法の考え方から助成金・給付金についてみてみます。

【所得は原則すべて課税】

所得税法では原則、個人の所得すべてを課税対象としています。「人が何らかの理由でお金を得ているなら税金を支払う力（担税力）があるはず」と考えるからです。所得の定義は条文では明確にされていませんが、過去の判例では「非課税という規定が設けられているのでない限り、担税力を増加させる経済的な利益は課税所得になる」としています。この考え方をコロナで支給されるお金に当てはめると特別給付金のみが非課税、それ以外は課税になるわけです。なお、所得税法第94条に事業所得を生ずべき事業の休業により得た補償金の類は課税の対象とする旨が書かれています。ここを見ても事業主向けの国のお金は課税対象だと判断できます。

課税

【事業所得等に区分されるもの】

持続化給付金（事業所得者向け） 家賃支援給付金 農林漁業者への経営継続補助金
文化芸術・スポーツ活動の継続支援 東京都の感染拡大防止協力金 **雇用調整助成金**
小学校休業等対応助成金 小学校休業等対応支援金

【一時所得に区分されるもの】 **持続化給付金**（給与所得者向け）

【雑所得に区分されるもの】 **持続化給付金**（雑所得者向け）

非課税

【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）
新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）

【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】

特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号） 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）

【所得税法が非課税の根拠となるもの】

- 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
学生支援緊急給付金
- 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金
新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券
東京都のベビーシッター利用支援事業における助成

2020年7月より中四国
9拠点での営業となりました！

2020年7月1日より、岡山市内に「仕業の絆 岡山オフィス」を開設しました。この「仕業の絆 岡山オフィス」は相続関連の業務を専門とした事務所として、弁護士や司法書士など他の士業との連携を密に図り迅速かつ円滑に業務を進めていきます。個人のお客様と法人の事業承継までご支援をさせていただきます。業務エリアは岡山県内と限定的になりますが、パートナーズ岡山事務所がもとも継続に注力をしているため、岡山県外のお客様も拠点間で連携を図り、迅速にご対応させていただきます。

中四国で9拠点での営業となりますが、引き続き、よろしくお祈り致します！

法人関連の税務情報をお送りします

パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞けない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

法人向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索



For a Partner

税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446
士業の絆 岡山オフィス 〒700-0971 岡山県岡山市北区野田4丁目12-17野田四丁目合同ビル2F TEL 086-236-6812
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885
福山事務所 〒721-0974 広島県福山市東深津町4-7-15 プラッツ岩原101号 TEL 084-925-6150
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169
高松事務所 〒761-8073 香川県高松市太田下町2068-1 レジデンス太田棟102号室 TEL 087-808-8252
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554
高知事務所 〒780-0928 高知県高知市越前町2丁目7番2号フレンズビル4F TEL 088-802-5344